

内閣参質一九〇第一四九号

平成二十八年六月十日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員松沢成文君提出高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの改善・拡充に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員松沢成文君提出高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの改善・拡充に関する質問に対する答弁書

一について

高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）の休憩施設における大型車の駐車スペースの利用状況については、休憩施設の場所及び規模並びに時間帯により異なるため、一概に申し上げることは困難であるが、一部の休憩施設では、大型車の駐車スペースに小型車が駐車している場合があることは認識している。

このこととの因果関係は明らかではないが、高速道路の休憩施設の駐車スペースについては、関係業界団体より、特定の時間帯において、ドライバーが十分休憩することができない状況にある旨を聞いている。

二について

高速道路においては、高速道路会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）が、交通量を勘案し、休憩施設の駐車スペースの確保に努めていると

ころである。加えて、高速道路会社において、高速道路上の百二十一か所に休憩施設混雑情報板を設置し、休憩施設の駐車スペースの情報提供を行つてあるほか、繁忙期には、一部の休憩施設において、交通誘導員を配置し、大型車の駐車スペースに小型車が駐車することがないように管理を行つてあるところであり、引き続きこれらの取組を進めていくこととしていると承知している。